

41 覚 書

青森県及びむつ市並びにリサイクル燃料貯蔵株式会社、東京電力ホールディングス株式会社及び日本原子力発電株式会社は、下記のとおり覚書を締結する。

記

- 1 東京電力ホールディングス株式会社及び日本原子力発電株式会社は、リサイクル燃料備蓄センターに係る使用済燃料の輸送に関し、責任をもって必要かつ適切な措置を講ずるものとする。
- 2 東京電力ホールディングス株式会社及び日本原子力発電株式会社は、リサイクル燃料貯蔵株式会社が「リサイクル燃料備蓄センター周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定書」における各項目を遵守するよう、責任をもって指導、助言するものとする。
- 3 使用済燃料中間貯蔵事業の確実な実施が著しく困難となった場合には、青森県及びむつ市並びにリサイクル燃料貯蔵株式会社、東京電力ホールディングス株式会社及び日本原子力発電株式会社が協議の上、リサイクル燃料貯蔵株式会社は、使用済燃料の施設外への搬出を含め、速やかに必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

この覚書の成立を証するため、本書を5通作成し、5者が署名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年8月9日

青森県青森市長島一丁目1番1号
青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県むつ市中央一丁目8番1号
むつ市長 山 本 知 也

青森県むつ市大字関根字水川目596番地1
リサイクル燃料貯蔵株式会社代表取締役社長 高 橋 泰 成

東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社代表執行役社長 小早川 智 明

東京都台東区上野五丁目2番1号
日本原子力発電株式会社取締役社長 村 松 衛